

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和6年12月2日

徳島市監査委員	尾田正則
同	藤原晃
同	須見矩明
同	井上武

### 財政援助団体等監査結果報告書

#### 第1 監査の対象

- 1 監査対象団体 徳島市民生委員児童委員協議会（財政援助団体）
- 2 所管部課 健康福祉部 健康福祉政策課
- 3 対象期間等 令和6年4月1日から令和6年8月31日までに執行した財政援助に係る出納その他の事務
- 4 監査対象団体の概要
  - (1) 目的 民生委員法に規定する役割を履行するとともに、会員の親睦と融和を図り、自主的団体としての活動を拡大強化し、関係機関とよりよい協力関係に努め、もって市民の福祉を高めることを目的とする。
  - (2) 設立年月日 昭和23年7月29日
  - (3) 事務所 徳島市沖浜東2丁目16番地
  - (4) 職員数 1人（嘱託職員1人）
  - (5) 徳島市からの補助金（運営費等補助）

令和6年度予算額	8,997,000円
8月末現在収入済額	6,747,120円

#### 第2 監査の実施期間

令和6年9月17日から令和6年11月26日まで

#### 第3 監査の方法

財政援助に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

監査を実施するに当たっては、徳島市監査基準に準拠し、あらかじめ様式を定めて必要な資料の提出を求めるとともに、関係職員から事務事業の概況について説明を受け、関係諸帳簿及び書類等に基づき、照合その他通常実施すべき監査手続で、原則として試査により実施した。

#### 第4 監査の結果

徳島市民生委員児童委員協議会の財政援助に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されており、特に指摘すべき事項は認められなかった。